

【消費生活の窓口から】

電気・ガスの契約切り替えは慎重に！

平成28年4月より電気、平成29年4月よりガスの小売全面自由化が始まりました。これにより、新規参入を含む様々な事業者が、多様な料金メニューやサービスを提供しています。消費者はライフスタイルや価値観に合わせ、契約事業者を自由に選べるようになりました。それと同時に、全国的に電話勧誘・訪問販売をきっかけとした電気・ガスの契約切り替えに関するトラブルなどの相談が寄せられています。

〈事例1〉事業者が訪問し、「契約すれば電気の基本料金などが安くなる」と言われた。言われるがまま契約の手続きを

取ったが、具体的にいくら安くなるなどの説明はなかった。

〈事例2〉ガス料金が安くなると勧誘があり、検針票を見せるよう促され、契約した。事業者は最初に名刺を見せたが、

後になってよく考えずに知らない事業者と契約してしまったことを後悔した。クーリング・オフはできるか。

【アドバイス】

◆電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、納得してから契約しましょう。

◆勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう。

大手電力・ガス会社を名乗って勧誘するケースも見られます。どこの電力・ガス会社と契約しているか分から

ないということにならないように、電話番号等の連絡先を確認しておきましょう。

◆検針票の記載情報は慎重に取扱いましょう。

氏名（契約名義）、住所だけでなく顧客番号、供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報です。

電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれても、すぐ教えてしまわないように気を付けましょう。

◆契約してしまっても、クーリング・オフできる場合があります。

◆困ったときは一人で悩まずに、消費生活相談窓口や消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）、経済産業省電力・

ガス取引監視等委員会の相談窓口（☎03-3501-5725）に相談しましょう。

出典：山形県消費生活センター注意喚起情報「[電気・ガスの契約切り替えは慎重に！](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3